

2020年1月25日

各位

会社名 NAJホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役 山本 知弘

日本アビオニクス株式会社（証券コード6946）に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

NAJホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2019年12月19日、日本アビオニクス株式会社（コード番号：6946、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）及び関係法令に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2019年12月20日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが2020年1月24日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

NAJホールディングス株式会社
東京都千代田区丸の内二丁目1番1号明治安田生命ビル15階

(2) 対象者の名称

日本アビオニクス株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
1,556,500株	1,415,100株	1,556,500株

(注1) 本公開買付けに応じて応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（1,415,100株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限（1,556,500株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付

けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（注2）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法令第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

（注3）本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

（5）買付け等の期間

（i）届出当初の買付け等の期間

2019年12月20日（金曜日）から2020年1月24日（金曜日）まで（20営業日）

（ii）対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付け期間は、2020年2月7日（金曜日）まで（30営業日）となる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

（6）買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,100円

2. 買付け等の結果

（1）公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数（1,415,100株）が買付予定数の下限（1,415,100株）に達し、かつ、買付予定数の上限（1,556,500株）を超えなかったため、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（2）公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及府令第30条の2に規定する方法により、2020年1月25日に本公開買付けの結果を報道機関に対して公表いたしました。

（3）買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	1,415,100株	1,415,100株
新株予約権証券	－株	－株
新株予約権付社債券	－株	－株
株券等信託受益証券（ ）	－株	－株

株券等預託証券 ()	一株	一株
合計	1,415,100株	1,415,100株
(潜在株券等の数の合計)	(一株)	(一株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	14,151 個	(買付け等後における株券等所有割合 50.11%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 —%)
対象者の総株主の議決権の数	28,158 個	

(注1) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が2019年11月1日付で提出した第70期第2四半期報告書(以下「対象者第2四半期報告書」といいます。)記載の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第2四半期報告書に記載された2019年9月30日現在の対象者の発行済普通株式総数(2,830,000株)から同日現在の対象者が所有する自己株式数(6,052株)を控除した株式数(2,823,948株)に係る議決権の数(28,239個)を分母として計算しております。

(注2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

(i) 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

(公開買付代理人)

SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(ii) 決済の開始日

2020年1月31日(金曜日)

(iii) 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券

等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合にはその日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」といいます。）の住所又は所在地宛に郵送します。なお、オンライントレード（<https://trade.smbcnikko.co.jp/>）からの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等につきましては、公開買付者が2019年12月20日提出した公開買付届出書に記載した内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

NAJホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号明治安田生命ビル15階
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上